平成２０年度公共事業等事前評価調書（簡易型）

（土石流被害の防止による評価 ）

（区分） 国補 ・ 県単

事業名	復旧治山事業（通常地域）	事業箇所	甲州市　塩山小屋敷	地区名	すずくらやまにし 鈴庫山西	事業主体	山 梨 県

(1) 事業概要

①課題・背景

・本箇所は、甲州市塩山小屋敷滑沢地区を流れる一級河川滑沢川の支流に位置し、山地災害危険地区に指定されている。

・渓流内は、平成 19 年の台風により新たな渓岸浸食が発生し拡大を続けており、渓床内には不安定土砂が異常堆積している。

②整備目標・効果

□主要目標　○土石流被害の防止

保全対象　人家 10 戸　市道 1,400 ｍ　林道 500m

緊急度・危険度　12 ≧ 10 点 ※

被害軽減額　411 ≧ 340 百万円 ※

□副次効果

※：評価基準値

(2) 整備内容と整備量

①整備内容　谷止工４基

②整備期間　平成２１年度～平成２２年度

③総事業費　１３０百万円（国費６４百万円）（補助率 1/2）

④全体計画

平成２１年度　谷止工２基　６５百万円

平成２２年度　谷止工２基　６５百万円

⑤既整備内容・期間・事業費

谷止工４基・山腹工 0.4ha　平成６年～平成８年　２４２百万円

谷止工１基　平成１１年　３８百万円

(3) 事業の妥当性評価

	妥当	妥当でない
①公共関与の妥当性（行政が行うべき事業か）	○	
・森林法第４１条第１項に規定された「保安施設事業」に該当		
②事業執行主体の妥当性（県が行うべきか）	○	
・森林法第４１条第３項の規定により都道府県知事が整備		
③経済妥当性	○	
費用便益費　便益（Ｂ）／費用（Ｃ）＝４．３８＞１．０		
・便益（Ｂ）＝　562 百万円		
・費用（Ｃ）＝　128 百万円		
④事業実施・規模の妥当性	○	
・堆積土砂の流出防止及び山腹崩壊地の復旧		
土砂流出防止率３８％→６８％		
⑤整備手法の有効性	○	
・保安林機能の回復を図る目的から治山事業による整備が有効		
⑥環境負荷への配慮	○	
・施工中は廻排水を設置し水質汚濁防止及び水量確保を図る。		
・動植物の希少種の保護にも留意する。	○	
⑦事業計画の熟度		
・地元甲州市からの強い要望あり		
総 合 評 価　［貢献度ランク：ａ］	○	

【事業位置図等】

省　略